

 農中信託銀行株式会社

JAの

遺言信託

さらに詳しくお知りになりたい方は、下記代理店にご相談ください。

お問い合わせ先：遺言信託代理店

※当代理店が行う遺言信託代理業務は、契約締結の媒介です。

あなたの大切な想いをお預かりします

 農中信託銀行株式会社

「遺言」は、家族への想いをカタチで伝えるメッセージです

先代から受け継ぎ守り育ててきた財産や、自分自身が生涯をかけて築き上げてきた財産もいずれは「相続」により引き継がれます。

相続の問題は、将来必ず発生することがわかっているにもかかわらず、なかなかご自身の問題として考えにくいものです。また相続は、誰もが円満に行われることを願っていますが、遺産内容や状況によっては、相続人にかかる負担は思いのほか大きいものになります。

遺言は、相続手続きをスムーズにし、大切なご家族へお客さまの想いをカタチにして伝えるという大きな役割を果たします。

円満な相続を実現するために、ぜひ「JAの遺言信託」(*)をご活用ください。

目次

はじめに

- このような方におすすめ 1
- 遺言でできること 2
- コラム 遺言がある場合とない場合 2
- 遺言書の形式 3

JAの遺言信託

- JAの遺言信託でできること 4
- JAの遺言信託のしくみ 6
- JAの遺言信託の費用 8
- JAの遺言信託の必要書類 10
- コラム 遺言公正証書の作成スケジュール〈目安〉 11

相続の豆知識

- 法定相続人の範囲と順位 12
- 法定相続分と遺留分 13
- 寄与分 14
- 自筆証書遺言書保管制度とは 14
- 民法改正 | 不動産相続登記/遺言執行者の役割 15
- 遺言公正証書〈作成例〉 16

(※)「JAの遺言信託」とは、JA・信連が遺言信託代理店として取扱う農中信託銀行の遺言信託です。農中信託銀行は、JAの信用事業の全国機関である農林中央金庫100%出資の信託銀行であり、JA・信連が行う遺言信託代理業務は契約締結の媒介です。

このような方におすすめ

「遺言」がお役に立つのは、このような方です。



はじめに

農業などの事業後継者に事業用の資産を相続させたい方

農地など、遺産分割方法を間違えると、事業資産が分散し、経営に支障がでることもあります。遺言により、事業資産を後継者へ承継し、経営の基盤を引き継ぐことが可能です。



円滑に遺産分割を済ませたい方

相続について特段問題がなさそうでも、一旦相続が発生すると問題が起こることがあります。また、相続税には、相続税の申告期限内に遺産分割協議を済ませておく必要がある特例(小規模宅地等の特例、農地の相続税の納税猶予等)(*)もありますが、遺言を作成しておけばこれらの期限を考慮した円滑な手続きが可能となります。 [詳しくは「遺言がある場合とない場合」P.2](#)

(※) 税法上の特例については、ほかにもさまざまな条件があります。農中信託銀行またはお近くの代理店でも承りますが、詳しくは税理士等専門家にご相談ください。

相続人以外の方に財産を渡したい方

お世話になった方や、孫に財産を贈りたい、公共団体や母校へ寄付したいなど、遺言があれば可能です。

※法定相続人がいない方は、原則として被相続人が保有していた財産は国庫に帰属、つまり国の財産に移ることになります。



夫婦間に子どもがなく、配偶者に財産を渡したい方


配偶者との間に子どもがなく、両親も亡くなっている場合、被相続人の兄弟姉妹にも法定相続分がありますが、遺言で財産をすべて配偶者に遺すことが可能です。



遺言のできること

「遺言」の対象にできる主な事項は、以下のとおりです。

遺言は、法定相続に優先するため、法定相続分と異なる配分や法定相続人以外への配分が可能です。


財産の処分
 に関すること

- 第三者への遺贈（遺言により財産を与えること）
- 社会に役立てるための寄付


相続
 に関すること

- 法定相続分と異なる割合の指定
- 相続人ごとに相続させる財産の特定
- 遺言執行者の指定、または指定の委託
- 祭祀主宰者の指定



身分
 に関すること

- 子の認知
- 未成年後見人、または後見監督人の指定
- 推定相続人の廃除、またはその取り消し

農中信託銀行では対応できません。

※農中信託銀行の遺言信託でお引き受けできる範囲は、**法律により財産の処分・相続に関するもの**に限られています。

詳しくは「JAの遺言信託でお引き受けできる範囲」P.4


コラム 遺言がある場合とない場合


遺言がある場合

遺言による遺産分割方法の指定は、法定相続よりも優先されます。よって遺産分割協議の必要がなくなり、スムーズに相続手続きを進めることができ、遺言書の内容に問題がなければ、遺言の内容どおりに遺産分割されます。遺産分割協議にともなう、相続人間でのトラブルを未然に回避することが可能です。

遺言書の形式


「遺言」は、公正証書で作成することをおすすめします。

一般的な遺言の方式には「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類があります。相続時のトラブルを防止し、遺言の内容を確実に実現するため、「公正証書遺言」の作成をおすすめします。農中信託銀行は「公正証書遺言」のみお預かりします。

	公正証書遺言	自筆証書遺言	
		法務局の保管制度 ^(※1) 利用あり	法務局の保管制度 ^(※1) 利用なし
作成方法	一定の要件のもと、公証人の面前で、遺言者が遺言の内容を口頭で話し、その内容を公証人が公正証書として作成	原則として、遺言者が全文・日付・氏名を自書・捺印。ただし、自書していない財産目録（各頁に署名・捺印が必要）を遺言書に添付することが可能	
証人	2人以上	不要	不要
署名・捺印	遺言者・証人・公証人が署名・捺印または電子署名	遺言者が署名・捺印	遺言者が署名・捺印
保管方法	公証役場（原本）	法務局	自宅等適宜の方法
手数料	公正証書作成手数料	保管申請手数料	不要
検認 ^(※2)	不要	不要	必要

（※1）法務局の保管制度とは、法務局で自筆証書遺言を保管する制度のことです。全国の法務局のうち、法務大臣の指定する法務局が遺言書保管所として遺言書の保管に関する事務を行います。詳しくは「自筆証書遺言保管制度とは」P.14

（※2）遺言書の保管者またはこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。「検認」とは、相続人に対し遺言の存在およびその内容を知らせるとともに、遺言書の形状・加除訂正の状態・日付・署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続きです。遺言の有効・無効を判断する手続きではありません。


遺言がない場合

相続人全員の遺産分割協議により、相続財産の分割方法を定め、遺産分割協議書を作成することになります。遺産分割方法は、民法で定められた（詳しくはP.13）法定相続分がひとつの目安になりますが、法定相続人全員が同意すれば法定相続割合でなくても構いません。法定相続人全員が同意する遺産分割の方法が定まらない場合は、家庭裁判所に調停・審判を求めることとなります。



JAの遺言信託

財務コンサルタント等による適切なアドバイスが受けられます

- 農中信託銀行の財務コンサルタントと代理店担当者が遺言のご趣旨などをお伺いし、適切なアドバイスを行います。

遺言公正証書の保管契約締結後、農中信託銀行で責任をもって保管します

保管料は
無料

- お客様の公正証書遺言の正本と謄本を、ご契約締結後、農中信託銀行が責任をもって保管いたします。

※お預かりした遺言公正証書は、農中信託銀行が適切と認める者(専門の保管会社など)に再寄託することがあります。

遺言公正証書の作成後も定期的な見直しの提案が受けられます

- 農中信託銀行で遺言公正証書を保管している間は、年2回定期的に遺言内容、財産の変動等をご照会し、必要に応じて書き換えの要否等見直しのアドバイスを行います。

お客様に代わって農中信託銀行が遺言執行者として相続手続きを行います

執行コースの場合

- 農中信託銀行を遺言執行者^(※3)として指定いただくと、お預かりしている遺言公正証書を開示し、相続手続きについて法定相続人のみなさまに説明を行い、遺言執行者に就職^(※4)します。
- また、遺言公正証書の内容に沿って、名義変更、財産の引渡し手続きなどを行います。



管理コースの場合

遺言執行者は、ご相続人など農中信託銀行以外の方をご指定いただけます。

(※3) 遺言執行者とは、遺言者が亡くなった後、遺言の内容を実現するために手続きする人のことです。遺言書に書かれている内容、趣旨に沿って、金融資産の換金や名義変更など各種手続きを行います。

詳しくは「遺言執行者の役割」P.15

(※4) 農中信託銀行は、財産に関する遺言書であっても、遺言執行者へ就職する前にすでに法的紛争が生じている等遺言執行業務を遂行することが著しく困難であると認められる場合には、遺言執行者に就職しない場合があります。

JAの遺言信託でできること

みなさまの想いを確実に実現するために
お手伝いいたします。

身近なJA・信連^(※1)が代理店^(※2)となっています。
まずは代理店にご相談ください。



お客様

相続について
ご相談



代理店

JA・信連

農中信託銀行

JAの遺言信託の種類

JAの遺言信託には、**管理コース**と**執行コース**の2種類があります。

※内容について 詳しくは「JAの遺言信託のしくみ」P.6、費用について 詳しくは「JAの遺言信託の費用」P.8 をご参照ください。

管理コース

遺言書の作成・お預かり(保管)・ご返却
までをご利用できるコースです。

執行コース

遺言書の作成・お預かり(保管)から、
遺言の執行・完了報告まで
一連のサービスをご利用できるコースです。

JAの遺言信託でお引き受けできる範囲

JAの遺言信託でお引き受けできる範囲は、以下のとおりです。

- 農中信託銀行がお預かりするのは、**遺言公正証書**です。
- 法律により、信託銀行は**財産に関する遺言執行のみが認められており、身分に関する事項についてはお引き受けできません。**
- 遺言執行の対象となる財産は、**遺言に記載された財産のうち農中信託銀行が執行できる範囲内**とさせていただきます。
- ご相談の内容によっては**お引き受けが難しい場合もあります**のでご相談ください。ご相談内容の秘密は厳守いたします。

(※1) 信連は、信用農業協同組合連合会の略称です。

(※2) 代理店とは、農中信託銀行と遺言信託代理店契約を結んだJA・信連をいいます。



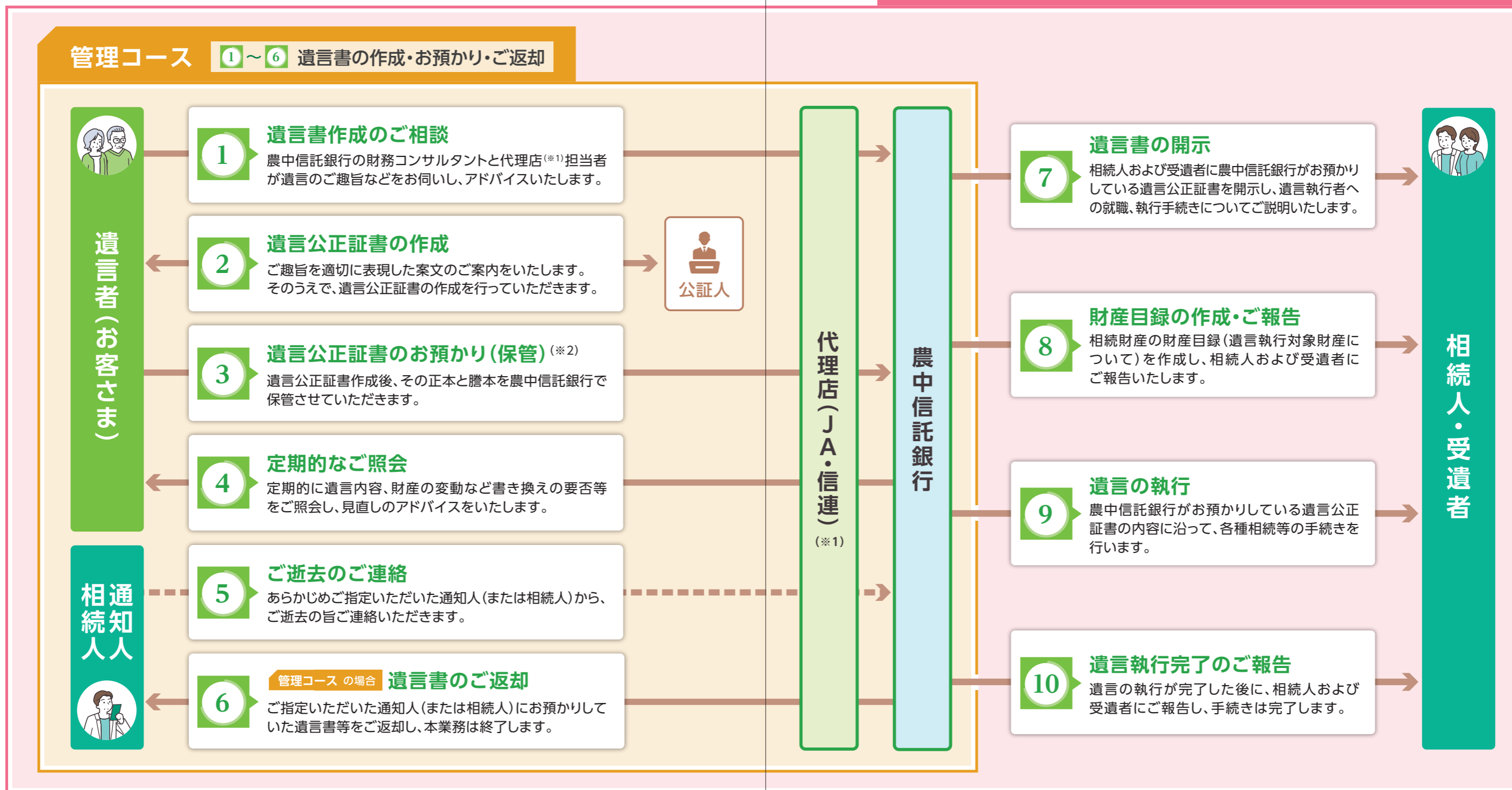
JAの遺言信託のしくみ

遺言書作成のご相談から作成・保管、
執行までを行うサービスです。

遺言書の作成にあたってのご相談から、遺言書の保管、
遺言の執行等責任をもってお引き受けします。

執行コース ①～⑩ 遺言書の作成・お預かり・遺言の執行・完了報告

管理コース ①～⑥ 遺言書の作成・お預かり・ご返却



(※1) 代理店とは、農中信託銀行と遺言信託代理店契約を結んだJA・信連をいいます。
(※2) お預かりした遺言公正証書は、農中信託銀行が適切と認める者(専門の保管会社など)に再委託することがあります。



ご参考

公正証書作成の手数料 (2025年10月1日現在)

遺言の目的である財産の価額によって、下表のとおり手数料が定められています。

目的の価額	手数料
50万円以下	3,000円
50万円を超え 100万円以下	5,000円
100万円を超え 200万円以下	7,000円
200万円を超え 500万円以下	13,000円
500万円を超え 1,000万円以下	20,000円
1,000万円を超え 3,000万円以下	26,000円
3,000万円を超え 5,000万円以下	33,000円
5,000万円を超え 1億円以下	49,000円
1億円を超え 3億円以下	49,000円に超過額5,000万円までごとに15,000円を加算した額
3億円を超え 10億円以下	109,000円に超過額5,000万円までごとに13,000円を加算した額
10億円を超える場合	291,000円に超過額5,000万円までごとに9,000円を加算した額

⚠️ 手数料算出時の留意点

- 手数料は、相続人・受遺者ごとに計算します。
 - 全体の財産が1億円以下のときは、上表によって算出された手数料額に、遺言加算として13,000円が加算されます。
 - 遺言公正証書は、紙の書面での交付の場合、原本、正本および謄本を各1部作成し、原本は、法律に基づき公証役場で保管し、正本および謄本は、遺言者に交付されるので、その手数料が必要になります。すなわち、原本については、その枚数が法務省令で定める枚数の計算方法により4枚(法務省令で定める横書きの公正証書にあっては、3枚)を超えるときは、超える1枚ごとに300円の手数料が加算されます。また、正本および謄本の交付については、枚数1枚につき300円の手数料が必要となります。
 - 公証人に出張を求めた場合は、割増料金になります。また、公証人の日当と、現地までの交通費(実費)が加算されます。
- ※詳しくは、公証役場にご確認ください。

計算例
財産が
1億円の場合

- 相続人1人が全額相続した場合
49,000円 + 正本・謄本代約3,600円 + 遺言加算13,000円 = 約65,600円
- 相続人2人が5,000万円ずつ相続した場合
33,000円 × 2 + 正本・謄本代約3,600円 + 遺言加算13,000円 = 約82,600円

JAの遺言信託の費用

JAの遺言信託は2種類のコースにより
費用が異なります。

農中信託銀行が申し受ける費用 (2026年4月1日現在)

遺言書保管契約時 **管理コース** **執行コース** (消費税等10%込)

内容	手数料
取扱手数料	220,000円
変更取扱手数料 ^(※1)	55,000円
遺言書保管料	無料

遺言執行手続き完了時 **執行コース** のみ (消費税等10%込)

内容	手数料	
遺言執行報酬	相続税評価額 ^(※2) による執行対象財産額に、以下の率を乗じた額 ^(※3) の合計額 ^(※4) に1.10を乗じた額(消費税額を加算)	
農中信託銀行およびJA・信連・農林中央金庫にお預入れまたはお取扱いの預貯金、投資信託、国債、金融債券、出資金、建物更生共済等に対して	0.24%	
その他の財産に対して (消極財産は含みません)	5,000万円以下の部分	1.60%
	5,000万円超 1億円以下の部分	1.20%
	1億円超 2億円以下の部分	0.80%
	2億円超 3億円以下の部分	0.64%
	3億円超 5億円以下の部分	0.48%
5億円超 10億円以下の部分	0.40%	
10億円超 の部分	0.24%	
最低報酬額	880,000円	

(※1) 農中信託銀行でお預かりしている遺言書の内容を変更する場合申し受けます。
 (※2) 宅地等については、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受ける前の価額とします。
 (※3) 円未満切捨て (※4) 千円未満切捨て

その他お客さまにご負担いただく費用

公正証書作成・
書換時

- 戸籍・除籍謄本、固定資産税評価証明書、名寄帳、登記事項証明書等の取り寄せ費用
- 印鑑登録証明書等発行手数料
- 公正証書作成の手数料 [詳しくは P.9](#) など

遺言執行
手続き時

- 不動産相続登記等名義変更の費用
- 預貯金等残高証明書交付手数料
- 相続税申告等にかかる税理士報酬 など

JAの遺言信託の必要書類

主な**必要書類**は以下のとおりです。

JAの遺言信託のご契約までに必要な主な書類

遺言者 に関するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本(出生日以降すべて) <input checked="" type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍の附票または住民票(マイナンバーの記載のないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 等
推定相続人 に関するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍の附票または住民票(マイナンバーの記載のないもの) 等
受遺者 に関するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍の附票または住民票(マイナンバーの記載のないもの) 等
通知人 に関するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 等
不動産 に関するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 登記事項証明書(不動産登記簿謄本) <input checked="" type="checkbox"/> 名寄帳 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 公図 <input checked="" type="checkbox"/> その他不動産関係資料 等
その他財産 に関するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 預貯金等の通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 有価証券の明細 <input checked="" type="checkbox"/> 生命共済証書・生命保険証券 <input checked="" type="checkbox"/> 火災保険証書 等

上記以外の書類が必要になる場合がありますので、あらかじめ農中信託銀行または代理店にご確認をお願いいたします。

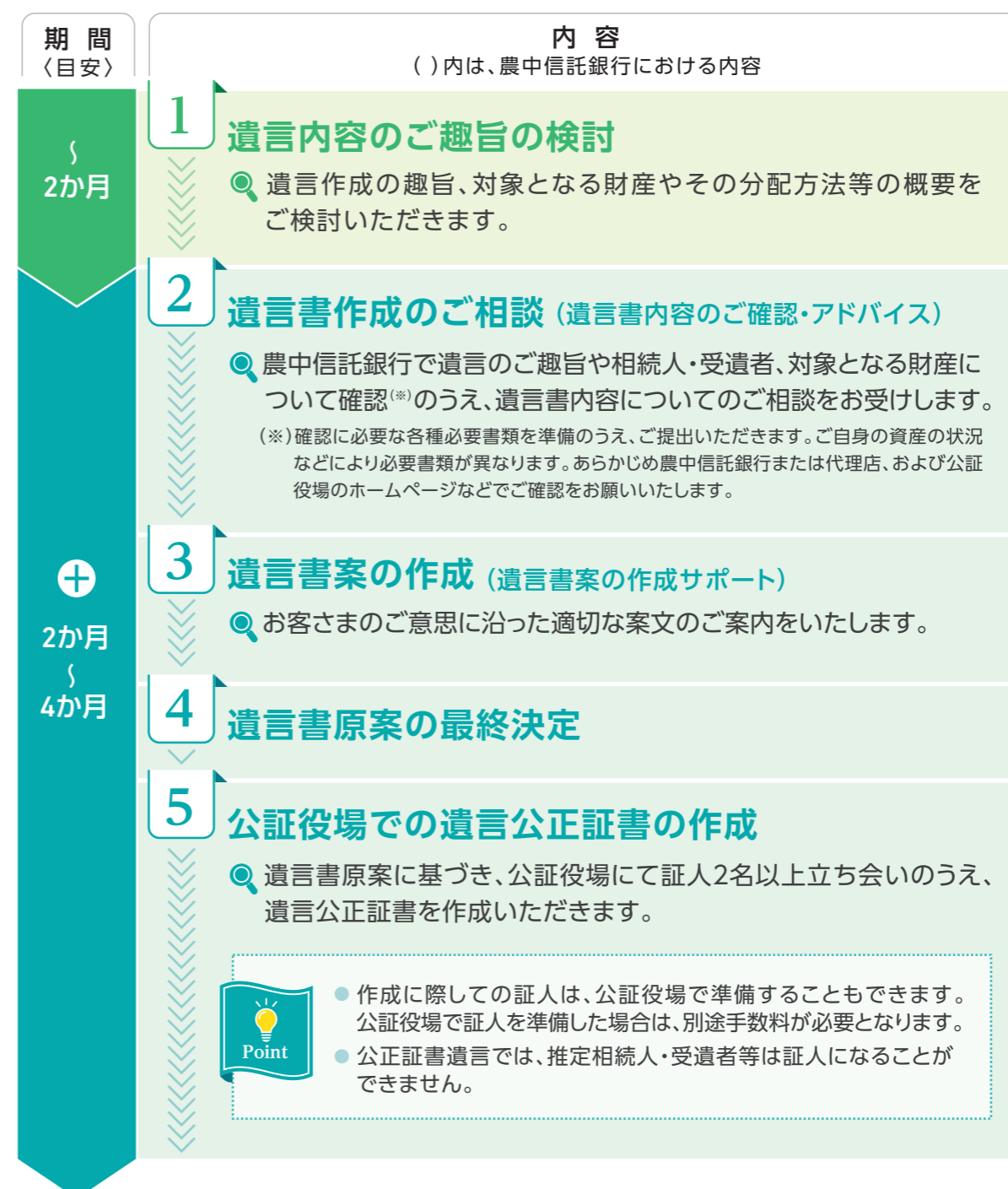
JAの遺言信託のご契約時に必要な主な書類

ご用意いただくもの	<input checked="" type="checkbox"/> 公正証書遺言正本・謄本 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証明書(遺言者分・死亡通知人分) <input checked="" type="checkbox"/> 実印(遺言者分・死亡通知人分)
ご契約書類等	<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書保管に関する申込書兼契約書 または 遺言執行者指定および遺言書保管に関する契約書
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証や保険証の写しなど)

コラム

遺言公正証書の作成スケジュール〈目安〉

遺言書の作成にあたっては、希望する遺言の内容をはじめ、ご自身の財産や推定相続人の確認など、事前の作業や確認がとても重要です。
農中信託銀行では、執行可能な遺言公正証書の作成がスムーズにできるよう、ご相談からアドバイスなど、サポートいたします。

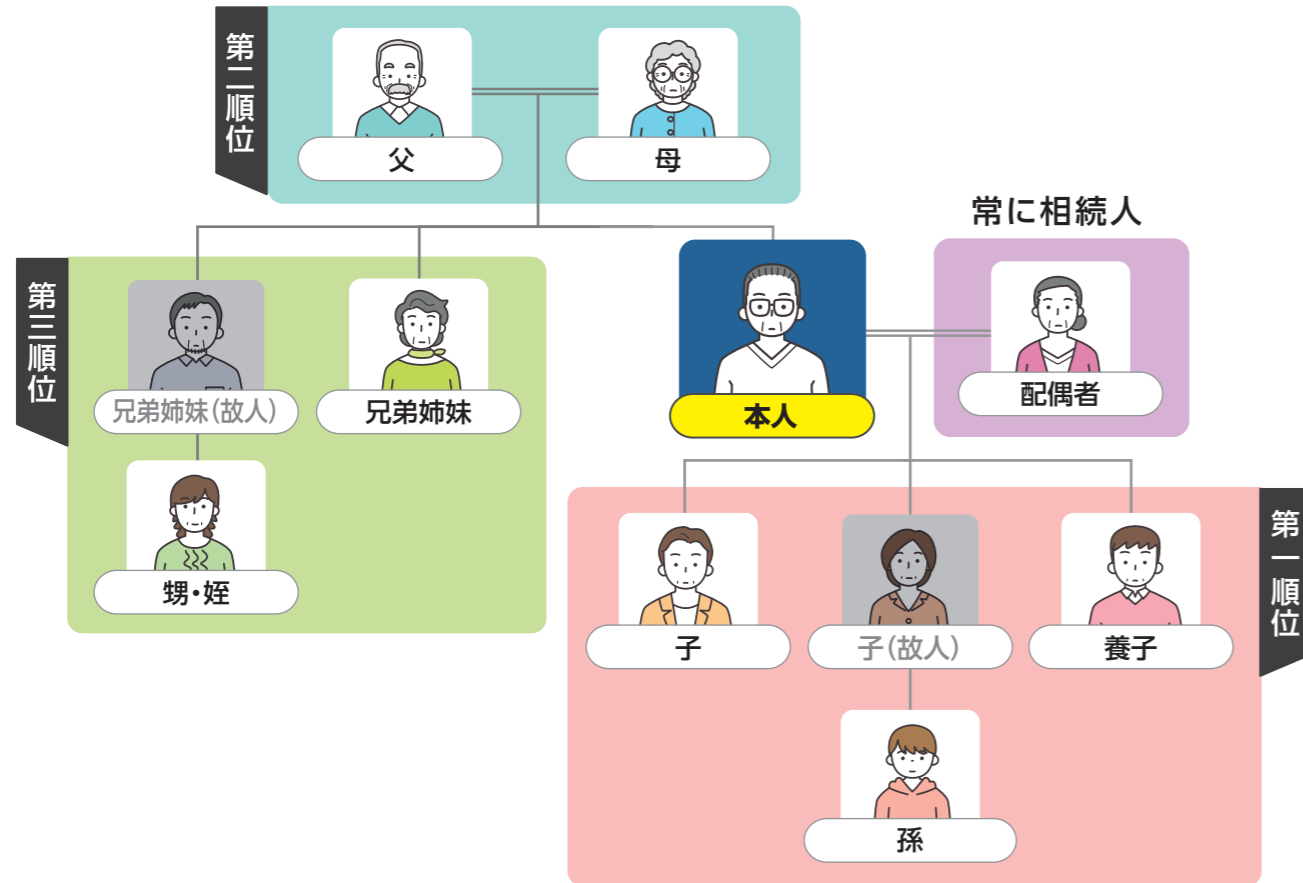


一連のお手続きには、通常**4か月～6か月**程度かかります。

上記遺言公正証書の作成に要する期間は、遺言内容の複雑さ、お客さまご本人の意思確認に必要な手続き、相続人の数や関係性等により異なります。そのため、記載された作成期間はあくまで一般的な目安であり、個別の事情により前後する場合があります。

法定相続人の範囲と順位

民法では、相続人となる人とその順位を定めています。
配偶者は常に相続人となり、血族と養子は先順位の人が相続人になります。



法定相続人の順位

常に相続人になる配偶者のほかに、血族は子→親→兄弟姉妹の順、養子は子と同順位で相続人となります。先順位の人がいる場合は、後順位の人には相続人になりません。

相続順位	相続人	内容
常に相続人	配偶者	配偶者は常に相続人になります。
第一順位	子・養子	性別、出生順序、既婚・未婚、実子、養子、嫡出子、非嫡出子による順位の区別はありません。すでに死亡している場合は、孫等が代襲相続人となります。
第二順位	父母・養父母	実の父母と養父母による順位の区別はありません。父母・養父母の全員がすでに死亡している場合は、祖父母が相続人になります。
第三順位	兄弟姉妹	兄・弟・姉・妹による順位の区別はありません。すでに死亡している場合は、甥・姪が代襲相続人となります。

法定相続分と遺留分

民法で定めたそれぞれへの相続分を「法定相続分」といい、遺産分割の際にはこれが基準となります。また、一定の相続人が最低限相続できる財産を「遺留分」といいます。**遺留分は兄弟姉妹には認められていません。**

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者のみ	全部 (1/1)	1/2
配偶者と子(孫)	配偶者 1/2 子(孫) 1/2	配偶者 1/4 子(孫) 1/4
配偶者と父母(祖父母)	配偶者 2/3 父母(祖父母) 1/3	配偶者 1/3 父母(祖父母) 1/6
配偶者と兄弟姉妹(甥・姪)	配偶者 3/4 兄弟姉妹(甥・姪) 1/4	配偶者 1/2 兄弟姉妹(甥・姪) なし
子(孫)のみ	全部 (1/1)	1/2
父母(祖父母)のみ	全部 (1/1)	1/3
兄弟姉妹(甥・姪)のみ	全部 (1/1)	なし

(※) 異父兄弟姉妹(甥・姪)または異母兄弟姉妹(甥・姪)の法定相続割合は、通常の兄弟姉妹(甥・姪)の法定相続割合の1/2です。

遺留分

相続人が当然取得できるものとして、民法が保障している最低限度の相続分を「遺留分」といいます。生前贈与・遺言でこの遺留分を侵害してもその贈与・遺言は無効とはなりません。侵害された相続人は侵害した他の相続人などに対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができます。

遺留分を侵害された場合、従来は原則現物での返還を請求せざるを得ませんでした。民法改正により、その施行日(2019年7月1日)以降に開始した相続に関しては、遺留分侵害額に相当する金銭を請求することになりました。



民法改正 | 不動産相続登記/遺言執行者の役割

民法(相続関係)が2019年7月1日に大幅改正されました。相続発生の際には、改めて下記の点についてご注意ください。

「不動産の相続登記」は、速やかに登記することをおすすめします。

Q どうして？

- 遺言で「不動産Aを相続人甲に相続させる」という表現であった場合、これまでは仮に相続登記が遅れ、第三者が先に差押え登記等を行っても、遺言で不動産を取得した相続人甲はこの第三者に対抗できる(=第三者に優先する)とされていました。(最高裁の判例による)
- ところが今回の改正により、このようなケースであっても、法定相続分を超える部分については「登記等の対抗要件を具備しなければ第三者に対抗できない(=第三者が優先する)」となりました。

Q どういう場合に注意が必要？

相続登記を行う前に、第三者(相続人以外の者)から次のような登記が行われることが予想される場合には注意が必要です。

- 被相続人に借入金などの債務があり、債権者による差押えが予想される場合
- 相続人(ただし遺言により該当の不動産を取得する相続人を除く)に借入金などの債務があり、債権者による差押えが予想される場合

Q 対応方法は？

前記のような事態が予想される場合には、葬儀などが一段落することを待つことなく、**相続の発生後、なるべく速やかに相続登記することをおすすめします。**

※なお、2019年7月1日以降に作成した「相続させる」遺言の遺言執行者は、単独で相続登記申請が可能となり(民法1014条2項)、善管注意義務の範囲内で速やかに相続登記をする義務を負うと考えられます。

遺言執行者に就職し任務を開始した際には、遺言執行者が各相続人に対して遺言内容を通知する職務が新設されました。(民法1007条2項)

遺言執行者の主な職務等

	職務等の内容
権利・義務	遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。(1012条1項) 民法の委任にかかる事項の644条、645条～647条、650条を遺言執行者に準用する。(1012条3項)
任務の開始	・遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。(1007条1項) ・遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に対して通知しなければならない。(1007条2項)
相続財産の目録の作成	遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければならない。(1011条1項)



寄与分

共同相続人のうち、遺言者の事業に関する労務の提供、財産上の給付、療養看護などにより、被相続人の財産の維持・形成に特別寄与した人は、遺産を分割する前に相続人全員の協議を経たうえで、寄与分として遺産の中から相当分を取得することもできます。相続人全員による協議が調わない場合、家庭裁判所に申述し、審判してもらうこともできます。遺言で相続分の配慮をしておくのもひとつの方法です。

特別寄与料

2019年7月1日以降の相続に関しては、相続人以外の親族が被相続人の介護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して請求するものです。2019年7月1日より施行された民法の改正により新設されました。



自筆証書遺言書保管制度とは

自筆証書遺言書は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。しかし、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、自宅で保管している間に、遺言書が偽造や改ざんされたり、紛失したりするおそれもあります。そこで、自筆証書遺言の手軽さなどの利点を生かしつつ、こうした問題を解消するため、自筆証書遺言書とその画像データを法務局で保管する「自筆証書遺言書保管制度」が、2020年7月10日からスタートしています。

JAの遺言信託の **管理コース** との違いは？ JAの遺言信託は、多くの点で優れた内容となっています。

	法務局の保管制度	JAの遺言信託 管理コース
遺言書作成時のサポート	サポートなし	農中信託銀行の財務コンサルタントが遺言者のご意思に沿った適切な案文をご案内。そのうえで、公証役場で遺言公正証書を作成いただく。
遺言書作成時の遺言者の意思能力等の確認	法務局に出頭した際、遺言者の本人確認は行うが、遺言を有効になし得る意思能力(遺言能力)があるかは確認しない。	公証人が遺言者に関して厳格な本人確認や遺言能力の確認、また遺言内容が遺言者の真意に基づく内容であるかの確認等を実施したうえで遺言公正証書を作成する。
遺言書保管中の対応	状況の変化に応じ、遺言者自身が意識して遺言書を書き換える必要あり。	定期的(年2回)に遺言内容、財産の変動など書き換えの可否等をご照会し、見直しのアドバイスを実施する。

遺言公正証書

令和〇年第〇〇号

第1条 遺言者は、相続開始時に有する次の財産を、遺言者の妻 A(〇年〇月〇日生)に相続させる。

【財産の表示】

1. 土地

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目
 地番 〇番〇
 地目 宅地
 地積 〇〇.〇〇㎡

2. 建物

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
 家屋番号 〇番〇
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺 2階建
 床面積 1階 〇〇.〇〇㎡
 2階 〇〇.〇〇㎡

第2条 遺言者は、相続開始時に有する次の財産(ただし、第〇条記載の財産、保険契約、共済契約および出資金を除く)を、次のとおり相続させる。ただし、遺言執行者は、当該財産を適宜の順序、時期および方法により換金したうえ、換金により得られた金銭(利息・手数料等加除後の手取額)を交付することができる。

【財産の表示】

1. 遺言者が次の金融機関等との間で遺言者名義の預託契約等(貸金庫契約を除く)を締結している預貯金、有価証券、その他の預託財産のすべてに関する一切の権利(未収配当金等を含む)

(金融機関等の表示)

- ① 〇〇農業協同組合(〇〇支店)
- ② 〇〇銀行(〇〇支店)
- ③ 〇〇証券(〇〇支店)
- ④ その他一切の金融機関等

2. その他遺言者名義の有価証券のすべてに関する一切の権利(未収配当金等を含む)

【取得者と取得内容の表示】

遺言者の〇〇 A(〇年〇月〇日生)に対し 〇分の〇
 遺言者の〇〇 B(〇年〇月〇日生)に対し 〇分の〇
 遺言者の〇〇 C(〇年〇月〇日生)に対し 〇分の〇
 遺言者の〇〇 D(〇年〇月〇日生)に対し 〇分の〇

~中略~

管理コース

第8条 遺言者は、この遺言の実現のために、遺言執行者として前記Aを指定する。なお、遺言執行者は必要と認めたときは第三者にその任務を行わせることができる。

執行コースの場合

第8条 遺言者は、この遺言(ただし、債務の承継、葬儀費用の負担[および第〇条記載の負担の履行]を除く)の実現のために、遺言執行者として次の者を指定する。なお、遺言執行者は必要と認めたときは第三者にその任務を行わせることができる。

東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
 農中信託銀行株式会社

~中略~

(付言事項) みなさんのおかげで、本当に幸せな人生を送ることができました。

~中略~

本当にお世話になりました。ありがとう。